

十七世紀の福建寧化県における 黄通の抗租反乱(二)

森 正 夫

目 次

はじめに

- I 十七世紀の福建寧化県における諸反乱の展開過程
 - 1. 崇禎十二(1639)年まで
 - 2. 崇禎十三(1640)年から康熙三十二(1693)年まで
(以上前号)
- II 長閔——佃戸の集団としての側面を除く——及び閔連諸集団の存在形態
 - 前 言
 - 1. 農村の反乱
 - 2. 郷の豪にして力有る者——郷豪・土豪
 - 3. 在城黃氏と在郷黃氏
 - 4. 商業と郷豪・土豪
 - 小 結
(以下次号)

前 言

黄通の抗租は、前章で見てきたように、十七世紀の福建寧化県における諸反乱の一つであった。前章が依拠した資料たる「寇変志」、さらに、この部分を含む『康熙寧化県志』全巻の著者李世熊が、黄通の抗租を、「寇の変」、すなわち集団を結成して盜賊行為を行なうものたちが引き起した異常事態の一つとして記録していることは明らかである。

抗租を「本質的には経済的な闘争」であったとして、その「政治的・宗教的次元の闘争」との「無媒介」な「直結」を否定する、最近の小林一美の見解は、序章(はじめに)²⁾で言及した筆者の問題関心からすれば、非常に共感できる側面をもつ。この見解——従来の抗租研究のありかたに対する批判を含む——に対しては、次章以下にもわたる行論の進行の中で言及していきたい。今、ここでは、黄通の抗租が、「長閔之乱」(『康熙寧化県志』卷三、選舉志、材官、謝祥昌)「長閔襲城之變」(同上、卷四、人物志、先憲、雷羽上)とされていること、「寇変志」では、「長閔黃通、田兵千数百人を率いて邑城に襲いに入る」という事件として記録されていることを紹介しておきたい。すなわち、黄通の抗租は、少くとも、李世熊にとっては、寧化県における本来的な社会秩序を破壊する、武装した集団の反乱であった。李世熊のとらえ方は、もちろん筆者の評価と異なつ

た立場においてなされている。しかし、彼のとらえ方の中には、黄通の抗租が単なる佃戸の租＝地代納入拒否の闘争ではなかったことが示唆されていると思われる。

本章では、1646（順治3）年、「乱民黄通が長閔の主となり、六月の間、衆を嘯び集めて邑城を窺かがった」〔康熙寧化県志〕〔卷一、城池志〕時点で、本格的に開始される抗租反乱を担った集団としての長閔を中心に、この長閔形成の直接的契機となる同族内抗争を起した黄氏の一分派——在郷黄氏集団、及びこれと密接な関連をもつ県城外農村部の諸集団の存在形態をそのいくつかの侧面について検討する。この際、長閔のもつところの抗租する佃戸の集団としての側面は、主として次章以下でふれることにし、意識的に捨象した。理由は、筆者も含む従来の抗租研究の注視してきた「経済闘争」的側面以外にも、抗租運動のもつている多様な側面を明らかにすることが、小林一美の批判に答える一つの途であり、かつ経済を基礎とする方法を鍛えなおすためにもなると思うからである。

なお、本稿（一）には、本章の標題を「黄氏集団の存在形態とその性格」としたが、上記のように訂正した。研究の未熟によるもので御寛恕を乞いたい。

1. 農村の反乱

1646（順治3）年の県城襲撃に先立って、黄通が、長閔という組織を結成し、県城外農村部の政治権力を事実上掌握して以来〔本稿（一）16頁〕、寧化県では、

由此城中大戸、与諸郷佃丁、相嫉如仇〔寇変志〕

といわれるよう、大戸と称される田主と佃丁との階級矛盾が文字通り敵対的なものとなった。その際、ここでの大戸と佃丁との矛盾が、同時に「城中」と「諸郷」との矛盾として、「都市」と「農村」の矛盾を含んだものとして記録されていることに、注目しておきたい。長閔に依拠した黄通の抗租反乱が、「農村」の「都市」に対する反乱としての側面をもっていたことは、『康熙寧化県志』の他の項、たとえば、卷4の「人物志」にも明らかである。

丙戌の間、郷人悉く長閔に聯なり、襲城の乱に乘じて、標〔陰緯標〕の祠〔堂〕を焚き、其の室を掠すこと洗うが如し。(逸行・陰緯標)

伊予任、性孝友にして、稚齒より成人の如し。……徵租の斗斛、邑にては大きく收め小さく出す者多し。予任独り平を持し、収放一なるが如し。丙戌の間、郷寇邑城を襲い、族衿を殺し、巨室を掠すも、独だ其等の輩に戒めて曰く、伊公の門を犯す勿れと。(同上・伊予任)

長閔には、「郷人」、農村の人がことごとく参加した、といい、県城を襲ったのは、同県下の城外に住む「郷寇」、地元農村の盗賊集団であるという。1646（順治3）年の長閔によるこの県城攻撃より28年後、1674（康熙13）年、三藩の乱に呼応して行なわれた「長閔の残党」の蜂起についても〔本稿（一）28頁〕、同じ様な状況が見られた。

峻，上畲〔県城西北一版木の一部抹消のため距離不詳一竜下里の上畲村〕の田産有り。佃人，逋負多し。里中の事を好む者，峻のところに詣りて券を請い，〔峻の〕為めに代りて責（＝債）を収めんとす。峻，之を却けて曰く，奈何んぞ我を以て市を為し，鄉民をして魚肉に坐せしめんや。立ちどころに其の券を焚く。甲寅，閩変に及び，城郷阻絶す。鄉民，城居の人を視ること寇讐の如し。峻，ひとり家の数十口を挈れ，乱を避けて郷居す。鄉民，擁衛周防すること頭目を諱るが如し。事定りて乃ち帰る。亦た善を為すの報いと見る可きなり。（同上・雷峻）

伊予任の例とともに、この雷峻の場合が、田主と佃人の間の、すなわちいわゆる地主＝佃戸関係の矛盾の激発を示すものとして、佃人の集団による田主の居住地攻撃を示していることは明らかである。しかし、同時に、ここで激発した矛盾が、「城」と「郷」、「城居」と「郷民」との間のそれとしてとらえられていることを見のがすべきではない。

「城中」と「諸郷」、「城」と「郷」、「城居」と「郷民」の対比は、もちろん、単なる地理学的な意味でのそれにとどまらない。たしかに城郭で囲まれた都市部分たる「城」は、寧化県の県城外の広汎な農村部分を意味する「郷」と区別される。『康熙寧化県志』卷一、疆域志によれば、城壁でとりかこまれた「城中」は、県下十二の里の一つに当る在城里（「里」は後述のように一種の地域名）に属し、城壁のすぐ外にある二つを含めて八つの坊に分たれ、各坊はまた若干の街、巷に分たれる。それは、十一の里から成り、県城周辺約10キロの圏内にあるY字形の主要河川流域の平野部と、さらにその周辺約20キロの拡がりをもち、無数の小河川の流れる山間部とから構成され、多くの小集落が点々と存在する「諸郷」と対比的な景観を示す。³⁾だが、この両者の住民は、上述した田主と佃人の生産関係をも基礎づける非農業と農業という社会的分業における大きな差異をもち、さらにこの分業にもとづく政治的支配者と被支配者とに二大別されていることを改めて想起する必要があろう。

山郷の人、城民の佃戸たり。素より虐取を受く。此の時勢を得、搜し尋ねて報復す。……城中の田主・債主・官兵・郷勇及衛兵、陸續として害に遇う。以て枚挙し難し。（傅衣凌『明清農村社会経済』所収「明清時代福建佃農風潮考証」に引く陳鴻『国朝莆田小乘』の記事。同書179頁注の③）

上記資料は、1648（順治5）年、福建東部の興化府莆田県で、1646（順治3）年の当地における抗租反乱の系譜を引き、当地の反清蜂起に呼応して、「城民の佃戸」たる「山郷の人」が行なった闘争に関するものである。この闘争は「城中」の住民の中で、相互に密接に連携しながら、城外の住民に対する権力集団を構成する人々に敵対している。筆者はかって、この資料に即して「土地所有関係を媒介とする明白な階級対立がここで現象していた」と述べた。⁴⁾〔世界歴史12・中世6.1〕〔明清時代の土地制度〕この見解は、いまだ変わっていないが、現在の時点では、上記資料が、「城民」の「山郷の人」に対する政治的支配と、「山郷の人」のその支配に対する抵抗をも示していることに注目したいと思う。寧化県に関する上引の諸資料は、この莆田県の資料ほど詳細に「城」や「城居」の構成については述べていない。しかし、これらの諸資料が、1646（順治3）年以来の長闊を、佃丁、佃

人の組織として必ずしも表現せず、「郷人」、「郷民」のそれとして表現していることは、単なる修辞上の問題だけではないと考えられる。

以上、きわめて不十分な仕方ではあるが、とくに1646（順治3）年の県城襲撃以後の長閼について、その行動が、単なる抗租ではなく、「都市」に対する「農村」の反乱としての要素を持ち、この集団がただ佃丁、佃人の集団としての側面だけでなく、政治的な被支配者である「農村の住民」の集団としての側面をもつことを、あえて指摘しておく。それでは「農村の住民」は、どのようにして反乱集団を結成していったのであろうか。長閼において少くとも量的には大きな比重を占めたと見られる県城外各地の佃丁、佃人について見ても、彼らはどのようにして、県城外農村部の全域を網羅し、一つの名で呼ばれるところの組織を結成したのであろうか。「郷の豪にして力有る者」と『康熙寧化県志』の中でよばれる存在は、こうした問題の検討の上で、重要なものであるように思われる。この「郷の豪にして力有る者」の反乱集団への関与が、もし明らかになるならば、そのことは黄通の抗租反乱を担った集団のいま一つの側面を示すことになる。

2. 郷の豪にして力有る者

1646（順治3）年6月の県城襲撃に先立って、黄通が長閼を組織する過程については、ともに李世熊の著した以下の三つの資料がある。

A. 【通】思大集羽翼、乃創為較桶之說、通唱諭諸郷、凡納租悉以十六升之桶為率、一切移耕・冬性・豆穀・送倉諸例皆罷、郷民懼声動地帰通、惟恐後、通因連各里為長閼、部署郷豪有力者為千総、郷之丁壯、悉聽其撫調、通有事則報千総、千総率各部、不踰日而千人集矣、通所連閼訟訟、不復閼有司、咸取決于通、通亦批行諸先総、自取贖金而已、由此城中大戸、与諸郷佃丁、相嫉如仇（『寇変志』）（（一）・16頁）

B. 通始唱亂、以較正斗斛・裏益貧富為名、薄民翕然歸之、乃連絡數十郷為長閼、僉其豪者曰千総、総各為部、通有急則伝千総、千総伝所部、不一日而千百人集矣、事閼有司者、皆取斷于通、令〔知県の謂〕擁孤城而已（『徐公墓誌銘』）〔なお、本稿で「徐公墓誌銘」と略称してきた「寧化県知県徐公墓誌銘」は、〕〔『寒史初集』（註1—④参照）卷七、墓誌・墓表・碑にそのオリジナルがある。〕

C. 通因連絡為長閼、部署郷之豪有力者為千総（『寇變記』抄本）（（一）・12頁に記したように、傅衣凌『明清農村社会経済』所収「明清之際の“奴變”和佃農解放運動」の143頁より転引）

第一に注目されるのは、Aでは「各里」、Bでは「数十郷」が組織結成にあたっての基盤となっていること、A、Cで「郷の豪にして力有る者」といわれ、千総に任命された人々がそれぞれ「郷」を基盤としていると見られることである。Aの「里」、Bの「郷」、A、Cの「郷」とはどのような意味をもつ単位であるのか。

第二に注目されるのは、A、Cの「郷の豪にして力有る者」、Bの「其の豪なる者」自体である。これらは、どのような性格をもつ存在であるのか。

第一の点については、寧化県城外農村部分の行政区劃と自然集落のあり方をまず見る必要があ

ろう。

『康熙寧化県志』卷一の「疆界志」という見出しの下には、「里図、坊巷、村市」という細字の註記がある。この中の里図はいわゆる行政区画にあたり、坊巷は県城内の現実の生活上の区劃であり、村市は県城外農村部の自然集落と、いくつかのまとまりをもった自然集落の商品交換の需要に応じておかれる農村の定期市とにあたると考えられる。里、図、及び村・墟（見出し註記の市は實際にはすべて墟と表現されている）の関係については、「疆界志」の以下のような抄録が参考となろう。〔本稿（一）・I-2、註1にもこの抄録の一部を紹介しておいた。〕

寧化自唐來，鄉里無所攷，宋制則以鄉統團，團統里……明改諸團，悉称里，……今所轄為里者一十有二，為圖者五十有一，……其在縣之北五十里，為永豐里，領圖者三，為墟者一，曰中沙墟，每月以二七日，為村者三十有五，曰半溪，曰下沙，曰中沙，……曰中宜地，曰留朱坑，……其在縣之東一百里，為泉上里，領圖者四，為墟者二，曰岩前，每月以三六八日，曰烏村，每月以四九日，為村者三十二，曰烏村石下，……曰鄧坊，曰漁鄉，……以里之十二，環而為邑，以村之三百六十有五，環而為里，而在城之坊，與夫傍棲崖谷，如聚落而不成聚落者，無與焉

県城外農村の生産と生活において、もっとも重要な意味をもつのは、365の「村」であろう。すなわちこの「村」とは、県城内の「坊」はもちろん、山間の奥深くの「崖谷に傍棲し、聚落の如くして、而かも聚落を成さざる」散在住居とも明確に区別されており、本稿（一）・I-2で訳出した「寇變志」の叙述中、場所を示す地名の多くは、それぞれの固有名をもったこの「村」に他ならなかった。この「村」が、県外県内の諸々の反乱集団の宿営・駐屯地となり、根拠地となり、あるいは防衛の砦を形成し、あるいは略奪の対象となっていたことを、今、想起する必要があろう。すなわち、そうした反乱諸集団とのかかわりが生じるのは、そこで県城外農村部の住民が集落を形成しており、そこを生産と生活の基盤としていたからに他ならない。上述のように数十の「村」につき一乃至二の「墟」があり（厳密には平均30村につき1ヶ所），そこで定期市が開かれていることも、逆に、「村」の自然集落的性格を示しているといえよう。

里は、宋代において郷の下に置かれた行政区画たる団の系統を引くもので、明代には里と改称されているが、東西、南北それぞれ50キロ以上の広大な面積をもつ県内を12に分ってそれぞれの固有名を冠せられたこの里は、実質的には、数十の村と若干の墟から成り、「東一百里」等々、県城からの方位と里程において共通点をもつ、地域区分以上の意味はもたなかつたであろう。

王朝国家権力との関係で、一種の行政区画的性格をもつものとしては、むしろ、県下に計51、城外農村部だけでは39、およそ平均9ヶ村に1の比率で置かれている「図」が重要であろう。この「図」には固有名は冠せられていない。「図」は大きな地域区分と見られる「里」と、自然集落と比定しうる「村」との中間に3乃至6ヶ所ずつ置かれている。それが寧化県でも例外なく施かれていた明王朝の里甲制の基礎単位としての「里」と対応することは、寧化県と同じく汀州府に属する上杭県の例に照らしても明らかである。

乾隆25（1760）年本によって後年増補重刊された『同治上杭県志』の卷一、区域、里図・郷村

附の部分は、その内容から推して、乾隆年間の記載事項を全く変更していない。ここでの、「里」と「図」と「郷村」は、『康熙寧化県志』卷一、疆域志における「里」と「図」と「村」にそれぞれ完全に対応している。上杭県では、洪武14（1381）年に、「知県鄧致中が田畠を丈量し、郷・団を改めて十里と為し、……八十の図を統べしめた」が、成化14（1478）年の永定県への一部管轄変更以来、「実ことに轄すること八里、図四十を統べしむ、國朝（清朝）之に因る」とされる。そして、「図」の性格は、たとえば、

勝運里，在県東南，宋勝運郷，明初編戸十六図，後省五，……今存図十一

と記されるように、王朝国家権力による戸の編成によって設けられた単位である。さて、『康熙寧化県志』「疆界志」の「今」とは、『康熙寧化県志』の著わされた17世紀の後半期（1683年、康熙22年）であるが、この「図」は、当時迄、王朝国家権力にとって、直接的には寧化県当局にとって、農村部の住民を支配するための不可欠な存在として記録されていると考えられる。しかし、王朝国家権力による戸の編成は、必ずしも現実を無視して行なわれたのではない。鶴見尚弘は、「110戸プラス不定数の『帶管戸』・崎零戸という、それぞれの郷村に特殊な戸数をもつ里甲編成が現実に行なわれた」ことを指摘し、「里甲制度が個別的な戸を構成要素とする支配機構の形式をとりながらも、その現実の編成が、110戸といった単なる戸の集積にもとづく戸数編成によるものではなく、当該郷村における階層的諸関係をその社会的内容としてもつものであり、そのことによって110戸ないし110戸プラスアルファが構造的な集団として維持されている」と述べている〔「明代における郷村支配」〕。この鶴見の見解に沿うとすれば、平均9つの自然集落から成る寧化県の「図」は、単なる王朝国家の支配の単位ではなく、自然集落を基礎とし、一定の独立性を外部に対してもつ単位であるといえよう。『康熙寧化県志』卷三、戸口志によれば、都市部を含めて、明王朝が登録した戸数は万曆41（1613）年、5,279（口数は39,888），〔なお順治13（1656）年、5,267（口数は37,888）〕、都市部を含めた「図」数51で、「図」の平均戸数を求めれば103.5戸となり、数値の絶対数の信憑性は別として、方向として「図」自体は、機械的な110戸ではなく一定の偏差をもった編成によっていることがわかる。すなわち17世紀前半における寧化県の「図」は、平均9つの自然集落を包含しつつ、鶴見の見解を援用するに足る戸数編成をもっている。

寧化県におけるこうした「村」と「図」と「里」の状況に即して見ると、Bの「数十郷」に数量的にもっとも対応するのは、農村部に39箇置かれた「図」である。従って、Aの「各里」の「里」、Bの数十郷の「郷」、A、Cの「郷」を、ほぼ同一の内容をもった単位であるとし、それらはみなこの「図」に対応するという理解をもつことには、いちおうの妥当性があるであろう。もちろん、他方で、「図」にこだわらず、Aの「各里」の“里”を、県城外農村部を11に分つ地域区分としての「里」に比定し、「各里を連ねて」という語句を「県下のすべての地域の間に連

絡をとり」と解釈し、その上に立って、Bの「数十の郷」とA、Cの「郷」とを、365の自然集落「村」のうち、黄通の呼びかけに応じた部分である、とみなすことも、論理的には可能であることに留意しなければならない。従って、問題を39という「図」数と「数十郷」というB資料上の「郷」数との機械的な対応の面のみにたよって解決することは正しくないであろう。むしろ、以上の検討における「図」のありかたそのものに依拠して解決の方向を見出すことができよう。すなわち、「図」がいくつかの——具体的には9つの自然村を包含し、しかも「構造的な集団」としての性質を備えもつ地域として想定されることが重要である。なぜなら、こうした一定の独立性をもった地域こそ、県城外農村部を広く網羅するための基礎単位たりえたと考えられるからである。その意味での生きた地域単位としての「図」こそAの「各里」の「里」、Bの「数十郷」の「郷」、A、Cの「郷」に対応すると考えるべきであろう。1646（順治3、南明隆武2）年、黄通の県城襲撃直前における、県城外農村部の状況について、当時の当地方の統治者であった南明唐王政権の「実録」ともいるべき『思文大紀』は、次のような興味深い記事を載せている。

寧化県長閔地方、競立社党、目無有司、上聞而惡之、着地方官嚴行曉諭禁止、以消隱禍（卷六、隆武二年四月）

李世熊の叙述のすべての箇所では、明らかに組織の名であるとされている「長閔」という語句が、「長閔地方」というように、あたかも特定の地域名を指すように用いられていることは、「目に有司無し」という叙述とともに、県城外農村部が、長閔側の支配領域と化していたか、あるいは、そこに長閔側の支配領域が拡大しつつあったか、いずれかの証左として注目される。が、ここでは、さらに、「社党を競い立つ」という表現が重要である。「社党」ないし「社」、「党」を競い立てるということは、一定の相対的独立性、分散性をもった地域ごとに、長閔の組織に属する小集団が成立している可能性をも示唆するからである。

第二の点、すなわち「郷の豪にして力有る者」、各郷の「其の豪なる者」の性格は、第一の点を検討する中で想定してきた、自然集落の存在を基礎とし、一定の独立性・分散性をもつ諸地域の存在と関連する。彼らが、かかる意味での各地域において「豪にして力有る者」、「豪なる者」とみなされる存在であったことはほぼ明らかであろう。

「豪」とは、本来的には、才能乃至力量が人より勝れた者のことであり、一つの社会集団の統率者たる者の呼称でもある。いわゆる土豪、郷豪、邑豪などは、「豪」のこうした本来的意味にもとづく成語である。しかしながら、まさにその故に、歴史的社会的な豪の性格を資料に即して明らかにすることは容易ではない。この場合の「豪にして力有る者」、「豪なる者」が、たとえば、自からも「佃丁」や「薄民」などという、生産手段たる土地や他の物質的富を、ほとんどわずかしかもたないか、全くもたない貧しい直接生産者であり、しかも、闘争の開始に際して、独立性をもった各地域における同じ「佃丁」や「薄民」の仲間達の組織化、作戦の立案、実際の戦闘

などにすぐれた能力を発揮する指導者の存在であったことを意味する可能性も、論理的には存在する。また他の階級・階層に属する者で、長閥結成時に、同じく、闘争におけるすぐれた能力の持主であることのみを評価された人々を指すことも考えられる。問題は、長閥それ自体の歴史が比較的浅いことである。長閥は、1646（順治3）年6月の県城襲撃以前に結成されていたが、その時期は、もっともさかのぼっても、1642（崇禎15）年を越えることがない。この集団が、独立性をもった一定の地域を基盤としているとすれば、各単位地域の中で、人々が、何の媒介もなしに、組織、作戦、戦闘などの能力のみを基準として、しかも闘争開始に先だつわずかの期間内に、「豪にして力有る者」、「豪なる者」を評価し、選択することは、社会の変動期とはいえ、必ずしも容易ではない。だとすれば、各単位地域の「豪にして力有る者」、「豪なる者」とは、長閥という新しい集団・組織の中に積極的に組みこまれた、その結成以前、在来からの「豪」なる存在であったとみなければならない。彼らは、ある一定の期間における生産と生活のつみかさねの中で、「豪にして力有る者」、「豪なる者」という評価を与えられてきた存在であるとみられる。

ここで、しばらく、黄通の抗租反乱を直接担った長閥集団自体の資料についての検討を保留し、寧化県の同時期の他の材料から「郷の豪にして力有る者」、「豪なる者」と関連をもつと思われる社会的存在について考察したい。

『康熙寧化県志』は、「寇變志」以外の部分で、この点について若干の資料を提供する。

D. 朝天砦〔県城北百里の招徳里にある〕、其高百仞而広一里……戊巳間〔明末清初のどの戊、どの巳の年に当るかは確定できないが恐らく1648・49—順治5・6一年であろう。〕、郷豪嘗拠此以支兵寇（卷一、「山川志」上）

E. 高棟砦〔県城東北九十里の招賢里にある〕、亦郷豪所拠以支兵寇者也（同上）

F. 觀亭砦〔県城東百里の泉上里にある〕……郷人縛茅避兵寇于此者千家、自明季至順治壬辰（1652年）、流寇十數経過而不敢犯、但尽燬村居以洩憤而已、郷人砦居凡八年（同上）

G. 里甲十年輪一役、始計戸、後計丁、計糧、有司既怙勢作威、以病里長、而里豪或指一科十、以病甲首、横酷交征、害不可勝（卷五、「歲役志」）

H. 〔17世紀半ば過ぎの清初における銀納化された賦役の附加徵収分について〕官吏既督乎里長、里長不得不更賦諸十甲、十甲多單下戸〔人数も財産も少なく戸等の低い家、従って貧窮で勢力の弱い農民家族〕、易虐使、指一科十、督責與公賦不殊（同上 “条鞭總論”）

D, Eでは「郷豪」、Gでは「里豪」とそれぞれ呼称される存在が示されている。

D, E, Fにいう砦とは、この「山川志」では、山間の要害の地のことであり、反乱集団の拠点ともなる一方、多くの場合、反乱集団の攻撃から自らを防衛し、また集団相互の戦闘を避けるため、県内の一定の地域としての「郷」の住民が、日常の住居を離れ、かなりの長期間、しばしばそこに立てこもって生活している。Fの泉上里觀亭砦のように、千家族の「郷人」が村居を離

れること八年間、ここに集住して、「流寇」の十数回に及ぶ来襲を避けた、というのはその典型である。こうした「郷人」たちの日常の生産と生活をめぐる地縁的・社会関係における指導的位置にあるのが、『その郷の豪なる者』、すなわち「郷豪」であろう。

G、Hは、県下の里甲制についての記事であり、賦役制度に関する当代の叙述に固有の用語でつづられている中に、里長戸の意味での「里豪」、甲首戸に比定しうる「单下戸」という若干特殊性をもつ表現が見られる。この「里豪」は、里甲制の基盤となる在地の地縁的・社会関係に即した表現であり、その甲首戸に対する不法酷烈な搾取(←横酷交征)は、一面では王朝国家権力の行政当局による圧迫にもとづくものであるが(←有司既怙勢作威、以病里長)、他面では、在地の日常の社会関係における支配的位置に依拠していることをみのがしてはならない。すなわち各甲に多く存在するとされる「单弱なる下戸」と対極の地位にあり、一定の富を蓄積し、それにもとづく社会的・経済的影響力を行使する存在が、このGにおける「里豪」であると考えられる。

いま、D、Eにおける「郷豪」と、Gにおける「里豪」を、同種の社会的存在を示す異なった表現だとし、また、D、Eで見た「郷豪」の性格と、Gの「里豪」の性格が、同種の社会的存在の二つの側面を示すものであるとすると、郷豪・里豪は、一定地域の日常の社会関係における指導者であり、かつ支配者であったということになろう。

もちろん、ごく限られた資料からのこうした検討は、「郷の豪にして力有る者」、「各郷の豪なる者」の具体的存在形態とその歴史的・社会的性格を知るための一つの手がかりを提供するにすぎない。そこで、本稿I-2で「寇変志」に即して紹介した17世紀の寧化県における諸反乱の展開過程」にふたたび立ちもどり、その中で右の目的にさらに迫りたい。

I-2、崇禎13(1640)年の項で見たように、「在城の巨族」であった黄通の家は、通の祖父の代に、県城北50里の永豊里留猪坑村に移住した。その地の人となつた通の父黄流名、永豊里中宜地村の李留名・李簡兄弟、県城北100里の招得里乃至東北90里の招賢里に属する山間部の小集落たる半寮の寧文竜等は、死を誓いあつた仲間、すなわち「死党」とよばれるほど緊密な連合を作つて、隣接の石城県の民温氏と抗争した〔本稿(一)I-2、12~13頁。なお(二)第4節を見よ〕。他方、彼らは、それぞれ県城外農村部の特定の地域に活動の本拠を置き、自己の家族の範囲を越えたところの、その地域に基盤をもつ集団を形成していたと考えられる。次に見る寧文竜の場合には、こうした彼らの存在形態がもっとも典型的にあらわれる。

〔寧〕文竜所居半寮、与建寧界(「寇変志」)(一)I-2、23頁)

この記事は、のち、1651(順治8)年の事件についての原註の中に出でてくるものである。県城から北乃至東北部へ奥深く入つた、建寧県境に近い山間部にある半寮は、少くとも、上述のように1640(崇禎13)年以来、一貫して彼の本拠であったといえる。

于令既撫張恩選、復招撫土豪寧文竜、勒為一軍、率師南下(「寇変志」)〔本稿(一)I-2、14頁〕

寧文竜は、1645（順治2）年の3月に入る前に、この記事のとおり、当時の寧化県知県で、南明の唐王隆武政権の監紀軍事を兼任することになった于華玉から、広東の反乱集団「閻羅縕」を県外へ排除するために、招撫された。彼は同じく招撫された、「猪婆竜」軍——上杭県出身者を多く含む反乱集団——を率いる張恩選とともに、むりやりに一つの軍隊を編成させられ、于華玉の指揮下に入る〔(一) I-2, 14頁〕。彼は独自の武装集団をもち、それを統率しうる存在であった故に、南明によるこの招撫工作の対象となつたのである。しかも、注目されるのは、彼が「土豪寧文竜」と称されていることである。彼の武装集団は、本拠地半寮一帯の地縁的・社会関係に基づいていた。彼の武装集団の統率者としての地位は、この社会関係における彼の地位と密接な関連をもっていたと考えられる。なお、彼は、この年10月にも、南明唐王政権の上杭兵巡道に抜擢された于華玉に率いられ、指導者名不明の広東の反乱集団の攻撃に参加している。

1647（順治4）年11月頃、寧文竜は清朝に投降している。同年11月の註記のある李世熊の書簡「答韋以珍」には、

且今張箇・寧文竜輩、絡繹投誠（『寒支初集』卷三、書）

とあり、彼が南明唐王政権滅亡後も、この11月以前においては、反清の武装集団として顕著な存在であったことがわかる。なお、張箇の方は、その後再び反清の行動に出た。その依拠していた県城東95里の泉城里張家坑の「土墨」は、1649（順治6）年11月、清軍の千総白慶祿によって撃破され、張箇自身も殺害されている〔本稿(一) I-2, 22頁〕。この張箇も、城外の村に本拠をもつ「土豪」的存在であったと考えられる。

1651（順治8）年2月、清軍総兵官王之綱は、県城東北90里招賢里水西村に軍隊を出動させ、そこを基地に、清軍の副将魯雲竜を殺害した寧文竜を攻撃する。この間の経過は、すでに詳しく紹介しておいたが〔本稿(一) I-2, 23頁〕、魯雲竜の寧文竜に対する私的恣意的な微発が事件の発端であった。魯は、すでに邵武府の泰寧、建寧両県下でも、「道理にそむき、礼節なく、民の財産を際限なくとりあげた」という前歴をもち、寧文竜に対しても「あたかも朝廷が貢納を命ずるような態度で財物を微発した」ことを、「寇変志」の著者李世熊は非難している。ただこの非難が正当だとしても、寧文竜が一定量の「財物」の所有者であり、それ故に微発の対象とされ、魯殺害の挙に出るまでは、この微発に応じてきたことはたしかであり、彼が「土豪」たりうるためにもっていた富の蓄積をうかがわせる。

さらに、この寧文竜攻撃に際し、県城北100里の招得里張坊村まで進んだ王之綱指揮下の清軍は、「凡そ半寮附近四・五十里以内では、兵火を避けて山砦にこもっている住民もみな『賊』であるとみなし、ことごとく兵を出して包囲した。」「こうして撃破された山砦は全部で十七ヶ所にのぼった。」といわれる。ここでも「寇変志」の著者李世熊は、清軍の無差別な攻撃ぶりを暗に批判しており、また半寮附近四・五十里内の住民が、すべて「賊」、すなわち寧文竜集団の構成

者ではないことをも指摘している。この李の見解は恐らく正しいものであろう。しかし少くとも、「土豪」寧文竜は、半寮を中心とする一定の拡がりをもった地域の社会関係を基盤に活動しているという判断を、清軍側がもつたこともたしかである。寧文竜は、この地縁的・社会関係の中で、大きい影響力をもつ指導者、支配者であるとみなされていたのである。この清軍側の判断の中に、当時のこの地方の「土豪」と称される存在の重要な特徴の一つが示されているのではないだろうか。かかる「土豪」が、「郷の豪にして力有る者」、各郷の「其の豪なる者」と少なからぬ共通点をもつことは承認されるであろう。

さて、本稿を通じての最も基本的素材である「寇変志」、すなわちそれを巻七に収める『康熙寧化県志』の著者李世熊が、明・南明・清の諸王朝の下において任官しなかったとはいえ、もっとも正統的な士大夫的立場を保持していたこと、またかかる特定の立場を自覚的にとりつつも、「寇変志」の叙述における史実の選択に一定の客觀性が見られることはすでに述べた〔本稿(一)I-2, 11頁〕。なお、選択した一つの史実についても彼の立場に規制された範囲の中ではあるが、多くの場合それを全面的に分析しようとしている点を付け加えたい。こうした執筆態度の下で、いずれも士大夫的立場からすれば「賊」であり「寇」である県内の反乱諸集団のうち、否定的な側面があまり述べられず、またほとんど批判を加えられていないものの一つが、寧文竜とその統率下にあった集団である。これに対して、黃氏の流名、通、允会ら父子兄弟、すなわち本稿でいう黃氏集団と、長閔集団の中で千総という地位を与えられた社会的存在については、李世熊の否定的な発言は少くない。その理由は、両者の諸王朝に対する態度の差異によるよりも、後者が、彼の志向する本来的な王朝のあり方に対応するるべき社会秩序に対して、より多く攬亂的であったことにあると思われる。しかし、この後者、とくに長閔集団の千総に対する否定的な側面の摘出と評価の中に、まさに「郷の豪にして力有る者」の存在形態の一つの特徴的な側面がはっきりと示されている。

I 〔順治三(1646)年〕十一月、知府李友蘭〔清朝〕至寧、親詣中沙〔長閔結成以後、その本拠は、留猪坑村と同じ永豊里にあり、定期市の開催地でもあったこの中沙村におかれている〕、招黃通、給通守備劄而返、♦時通大行賂、李与通盟、餽送如平交、通既受劄、更自出劄授千総、每一劄、送郷之殷实、或黠猾者、鼓吹旗導至舍、儼如受朝命、千総受劄後、復買私劄、送異郷之豪而取償焉、自清流・帰化・泰寧・永安・沙県諸村落、千総令旗、往来如織、蓋乱世之民、其聰明昏塞如此〔「寇変志」〕〔本稿(一)I-2, 16頁〕

これは、1646(順治3)年6月、長閔が県城を襲撃して以来、5ヶ月後の11月の状況で、8月に南明唐王政権を滅ぼし、福建を一應征服下に置いた清朝は、軍隊を寧化県城に派遣したものの、城外の長閔には指一本もふれえず、着任した新しい汀州府知府は、指導者の黃通からの賄賂を受けとり、黃通に守備という武官の肩書きを与えて、招撫工作を行なうことがせいいっぱいであった。すなわち長閔は最盛期にあり、黃通は妥協的な態度を示したとはいえ、県城外農村部の権力はその手に掌握されていた。この時黃通は、清朝の当局者から長閔の権力を承認する証明書のよう

なものとして受けとった辞令に似せて、配下の千総に、莊厳な式を行ないながら、辞令を授与したのである。この過程で、千総とは、①「郷の殷実」、すなわち県下農村部の富戸と、②「黠猾なる者」、すなわち「わるがしこい連中」と称される存在であること、さらに辞令を有償で授与された千総たちが、③「異郷の豪」、すなわち周辺の諸県の支払い能力をもった「豪なるもの」にまた有償で私製の辞令を与えた(←千総受割後、復買私割、送異郷之豪而取償焉)こと、が示されている。長閼創設の時点において千総に任せられたという、「各里」の連繋を前提とした「郷の豪にして力有る者」(A)、「数十郷を連絡すること」を基礎とした「其の豪なる者」(B)、やはり「連絡」を前提とした「郷の豪にして力有る者」(C)は、その主たる部分か、県下農村部各地域の富戸といいうことが明らかになった。「主たる」というのは、千総が有償で黄通から辞令を授与されていること、さらに③「異郷の豪」が有償で辞令を入手しうる富の持主であることをふまえると、県下農村部の「豪」なる存在も、①「郷の殷実」がその多くを占めるとみられるからである。今迄の検討に即して整理すれば、彼らは、独立性・分散性をもった県下農村部の地域社会の生産と生活のつみかさねの過程で、富を蓄積し、この富にもとづく指導者として、支配者としての影響力をその地域に及ぼしていたと考えられる。いわゆる「郷豪」、「里豪」、「土豪」も、その経済的側面においては、この「郷の豪にして力有る者」と同じく、ほぼ「郷の殷実」に属する存在であろう。なお次節以下では、「郷の豪にして力有る者」をはじめ、これら一連の社会的存在を、「郷豪」「土豪」という形で表記する。

ここで見落してはならないのは、千総の中に、②「黠猾なる者」が含まれることである、彼らこそ、富の蓄積はないが、組織、作戦、戦闘などにすぐれた能力をもつものとみなされ、長閼の中で重要な部署を与えられたものであろう。彼らが、貧窮な直接生産者農民としての「佃丁」乃至「薄民」であるか、農業から離れた一種の非農業民で、しかも農村に出入する遊民、無賴であるか、ここでは明らかにはできない。もし、「黠猾なる者」が後者であったとすれば、「郷の殷実」たる「郷の豪にして力有る者」と同様、各地域の日常の生産・生活とのかかわりの中で、長閼の成立以前から、その能力を評価され、その意味で「豪にして力有り」とみなされていた存在であったと考えられる。

以上、きわめて未熟な仕方ではあるが、「郷の豪にして力有る者」の存在形態の、しかも若干の現象面を見てきた。しかし、その歴史的性格を明らかにするに足る分析は全くできていない。たとえば、彼らはどの程度の富をどのようにして蓄積していたのであろうか。彼らの基盤と目されるところの、自然集落乃至その結合の上に立った、それなりの独立性をもつ地縁的・社会単位における階級関係、さらに共同体的関係はどのようなものであったのか。これらの問題を、従来の「明清」期地主制研究の設定してきた，在地地主、郷居地主、手作地主、自家經營地主等の範疇で解決することができるであろうか。さらに、なぜ、「郷の殷実」たる「郷の豪にして力有る者」

が、17世紀の省境地区における抗租反乱の一つと本稿のみなしてきた長閔の蜂起に、すなわち、「諸郷の佃丁」の要求をふまえ、彼らの多数を結集した抗租としての側面をもつこの反乱に参加し、その組織の重要な位置を占めるのか。こうした諸点は、何ら解決されていず、次章以下の展開の中で追求しなければならない。ここではただ、これらの諸課題の追求をあくまで筆者に迫らせるものとして、本稿（一）の段階では見過していた、李世熊の筆になる次の資料の存在を指摘しておきたい。

垂及明季、值長閔之乱、土豪牢絡諸郷、駆如奴隸、嚼若魚蝦、独筆山以族大勢蟠、屹不為動（李世熊『寒支初集』卷五、序、「筆山伍氏族譜序」）

明もほとんど終ろうとする頃のこと、長閔の反乱に際し、土豪は村々をがんじがらめにし、人々を奴隸のようにこきつかい、魚やえびをかみしだくように搾取した。ただ、筆山〔県城北100里の招得里にある〕の伍氏だけは多数の族員を擁し大きく勢力を張り、ひとり高くそびえ立ってびくともしなかった。

抗租反乱としての性格をもつ黃通指導下の「長閔の乱」は、同じ李世熊の筆になるところの、あの『康熙寧化県志』卷七「寇變志」よりも、ずっと露骨な表現で非難され、「土豪」による県城外農村各地に対する恣意的な搾取体制の成立という側面からのみとらえられている。

3. 在城黃氏と在郷黃氏

黃通自身がどのような契機で、抗租反乱を提唱し、長閔を結成するに至ったのか。この契機は、直接的には、本稿で今まで黃氏集団と表現してきた彼の祖父、父以来の黃氏の一分派の動向の中にある。この動向には、寧化県の有力な同族内部の抗争という問題が介在する。

さらに、長閔結成以後、この黃氏集団はその中でどのような役割を果たすのか。ここには反乱集団の中で血縁関係の占める位置の如何という問題がある。

本節では、このような問題ととりくむが、そのことは、当時の寧化県の「郷の豪にして力有る者」の存在形態の別の側面を示す一例にもなると考えられる。

永豊里留猪坑村に住んでいた黃通の父黃流名が、同里中宜地村の李留名・李簡兄弟、招得里乃至招賢里方面の半寮の「土豪」寧文竜らと連合して、隣接する石城県の「民」温氏と抗争・衝突、十人の死者を出すに至った事件の存在自体については、第2節でもふれた。（その具体的な内容と意義については第4節で述べる。）この事件は、1638（崇禎11）年頃に起っていたが、当該府県の官憲は彼らの逮捕を怠ったまま時を過していた。1640（崇禎13）年、新たに着任した寧化県知県徐日隆は、⁷⁾上級官庁の命令をまともに受けとめ、急速民兵を動員して中宜地村に赴き、もっとも注目すべき存在であった李留名・李簡兄弟を逮捕しようとした。ここで李兄弟は、民兵を殺害して公然と県当局に反抗し、事件は県内の反乱として新たな段階に入った。1641（崇禎14）年までに、李流名・李簡、及び県内各地で彼らに呼応した者たちは、徐日隆の精力的な工作によりみな逮捕されたが、黃流名のみは、逮捕を免れた。事態の進展の中で県下の農村部にそれぞれ

独自の地盤をもちつつ連合していた、李、黃、寧という三つの「土豪」的存在のうち、中心的位置にあった李兄弟の逮捕により、黃・寧の比重が高まった。寧文竜は、黃流名と協同関係を保ったが⁸⁾、そのことは県内における相互の勢力の強化に役立ったと思われる。1642（崇禎15）年、徐日隆は転任し、寧化県から去った。こうした状況の中で、黃流名父子の同族内における抗争が開始された〔以上の過程については本稿（一）I-2、12～13、15～16頁に訳出した「寇変志」によったほか、「徐公墓誌銘」の関係箇所で補った〕。

抗争の具体的な内容は、本稿（一）（I-2、15～16頁）において「寇変志」の訳出の形で示されているが、以下に原文と他の関係資料をあげ、検討に資したい。

A. 通本在城巨族，其祖遷居留猪坑，……〔其父〕流名，後以祭祖帰宗，鷹眼梟声，猶雄視其族，族之無賴黃振者，不勝憤，拉流名殺之，族人計無所出，乃燬祖堂，投流名爇之，若為焚死者，流名有八子，長即通，鳴于官，而以父之鑿骨，封墓于祖堂中，黃振亦自拘于獄，有司素知〔原文の矩を訂正〕流名行不軌，心幸黃振之殺之也，不甚決其訟，于是黃通始与其族構不解，凡黃族田產附近留猪坑者，通皆拋而有之，思大集羽翼，乃創為較桶之説，……会黃族復毀通父流名之骨，而夷其墓，通時時有入城復仇之語，諸佃客亦思入城快洩其平時之小怨，共怨通，……通等乃殺仇掠富，諸佃客各快報其睚眦〔「寇変志」〕〔本稿（一）I-2、15～16頁〕

B. 公〔寧化知県徐日隆〕既去，而黃流名〔原文の留民を訂正〕始歸省墓，鷹眼梟声，猶雄視其族，族人拉殺之，有司不為竟其獄，流名之子通，始倡亂，以校正斗斛・裏益貧富為名，……至丙戌六月，通遂襲破邑城，殺族衿，掠巨室，以万万計〔「徐公墓誌銘」〕

C. 丙戌〔1646（順治3）年〕六月二十六日，長閔黃通率田兵千数百人，襲入邑城，殺其族衿黃欽鏞併姪黃招，掠殷戸百数十家，自已至申，乃撤兵出城〔「寇変志」〕〔本稿（一）I-2、15頁〕

D. 王氏適黃家議，明經黃奎之子也，家議早世，王氏年二十四，遺孤僅數月，時奎族黃通，怨族人殺其父，遂聯長閔為亂，藉口報父仇，每指奎為難端，以其黃產甲一族耳，至丙戌秋，通果襲邑城〔『康熙寧化県志』卷四，人物志，女貞〕

王氏は黃家議に嫁いだ。黃家議は、清朝の順治年間に学力を評価され、貢生として中央に選抜された（註11の典拠にもとづく）、明經黃奎の息子である。黃家議は若くして死んだ。王氏が二十四才の時のことである。遺児はまだわずか生後数ヶ月の赤子であった。当時、黃奎と同族の黃通は、同族の一人が父を殺したことから怨んでいた、とうとう長閔を組織して反乱した。黃通は父の仇を討つためだという口実を設けていた。彼はいつも黃奎を槍玉にあげていたが、それは黃奎の財産が一族の中でも最大であったからにすぎない。丙戌の年（1646年・順治3年）の秋、黃通は予想されていたとおり、県城を襲撃した。

Aに記され、またしばしばふれてきたように、黃通の家は、寧化県城内に居住し、大きな勢力をもっていた同族に属していた。理由は明らかでないがその祖父の代になって、城外の留猪坑村に移住したのである。黃流名、黃通父子が県城内にのこる同族と抗争を行なうに至る深部の要因は、この「在城巨族」の支配権にともなっている経済的・社会的影響力の大きさにあったと考えられる。

抗争が始まった時点でのこの「在城巨族」の経済的基盤は、具体的には資料に残されている限りで次の諸点である。①留猪坑村の一帯に所有地の一定部分があった（A）。②同族の黃奎は族

内で最大級の財産をもっていた(D)。黃奎の旅行中にその家が長閏によって襲われたとき、留守を預かる嫁の王氏の手元には、200両の現金があった。⁹⁾③1646(順治3)年6月、黃通が長閏を率いて県城を襲撃した際、「殺仇掠富」(A),「殺族衿, 掠巨室」(B),「殺其族衿黃欽鏞併姪黃招, 掠殷戸百数十家」(C),など同族内の敵対者の殺害と、富の蓄積者からの掠奪とが、必ず併記されている。富を蓄積した「巨室」「殷戸」はもちろん他姓のものを多く含むが、Dの黃奎の例のように、同族のものも一定数あったと考えられる。たとえば、殺害された「族衿」の黃欽鏞は、同族の「巨室」の一人であったことは確実である。

また、社会的基盤としては、同じく資料に残されている限りでは、次の諸点があろう。①「族衿」——本来は、単に同族の挙人、生員クラスの未任官読書人の意であるが、とくに名をあげて報復のための殺害の対象者として記録されていることと、後述のような当地の科挙合格者の少なさからすると、実際は、同族の本宗の当主、すなわち族長格の郷紳の謂であろう——と称される黃欽鏞の存在(C)。②「明經」の名で呼ばれ、順治年間の歲貢生に選抜されたことの確認できる黃奎の存在(D)。③黃欽鏞と輩行を同じくすると見られる、国子生出身、江西南康府の経歴¹⁰⁾をつとめた黃欽遷、及び胥吏出身で廣東文昌県の典史をつとめた黃欽章の存在。¹¹⁾

人口密度の格差からすると当然とはいえるが、長江下流デルタ地帯の諸府県とは異なり、寧化県では各級の科挙¹²⁾の合格者数が少なく、明一代を通じて進士4人挙人14人にすぎない。1620(泰昌元)年から明末まで約25年間の歲貢生の数は22人であるが、これら歲貢生をその中から送り出す生員層は、長江下流地帯でのその社会的位置よりは、はるかに高く評価され、事実上の郷紳クラスにあたると考えられる。黃流名・黃通と同族であることが明らかな、①~③に見られる若干名の存在も、寧化県では大きな意味をもっていたであろう。『康熙寧化県志』卷三、科目題名等には、他にも黃姓の人物は少くない。

④在城の同族から離れた黃通の祖父が、留猪坑村に移住し(A)、黃通の父流名の代に、早くもこの村を基盤に「土豪」的存在たりえたということは、本村に、同族の土地所有がある(A)だけでなく、この土地所有と関連しつつ、在城の同族を支える社会関係——在村の同族集団とでもいうべきもの——がすでにあったことを意味する。

1642(崇禎15)年、黃通の父黃流名は祖先を祭るという名分で同族との関係を復活し(A)、あるいは、始めて城内の同族のところに帰って墓参りをした(B)といわれる。しかし、黃通の祖父が城内から城外へ移住し、同族との祭祀などを媒介とする日常的関係を絶って以来、一世代を経過したこの行動は、黃流名が、留猪坑村を基盤に、「郷豪」、「土豪」としての勢力を強め、寧文竜という強力な同盟者を背後に控えていただけに、その主観的意図の有無は置くとしても、結果として、流名による在城の黃氏同族の支配権の掌握の可能性を同族員に示したのである。黃流名の黃氏同族における宗法上の地位を知る手がかりは全くなく、「鷹眼梟聲ようがんけようせいもて、猶お其族を雄視するがごとし」(A, B)というような、同族の他の家族に対する彼の態度を、宗法的に正統づける根拠があったかどうかは不明である。しかし、かりにかかる根拠があったにせよ、黃流名

が、関係復活以前の在城黃氏同族の既定の秩序をくずしつつあったことはたしかである。

この状況から、在城同族の一無頼黃振による黃流名の殺害、在城同族側による殺害事実の隠蔽、黃流名の子、黃通による告訴と遺体の祠堂への埋葬、という一連の事態が進行する。寧化県当局による黃振の処置の保留は、官憲による問題の解決の不可能を黃通に自覚させ、黃通は、在城の同族と全面的に敵対するに至る。黃通は留猪坑村を中心とする「郷豪」「土豪」としての力量を飛躍的に強化し、集団による武力の行使によって、父の殺害事件の決着をつけようとする。こうして長閥が県城外農村部に結成されるのである。在城の同族が流名の墓をあばくという挑発的行為に出たことを機会に、襲城が計画され、1646（順治3）年6月に決行される。

黃流名殺害以後の以上の過程は、同族員による父の殺害と子によるその報復という形態における同族内部の抗争として要約することができる。もちろん、黃流名の帰宗——在城黃氏との関係復活から始まるこの抗争は、単に偶発的な血縁内部の遺恨事件としてのみとらえるべきではない。本節の第一の課題は、黃通の抗租反乱と長閥結成の直接的な契機を明らかにすることにあったが、この契機を、一般的な同族内部の抗争として、すべて、いわば“血の論理”によって説明することは、必ずしも正しくない。この抗争が、同族関係、血縁関係一般の存在するところではどこでも起りえた抗争ではなく、経済的・社会的にとくに大きな力量をもった同族乃至血縁内部において展開してきたという点を見逃すべきではない。“血”的契機は、城居の郷紳的存在と、在村の「土豪」「郷豪」と称される層との間に介在する矛盾によって、規定されているというべきであろう。問題は、城居の郷紳的存在と在村の「郷豪」「土豪」と称される層の矛盾が、ほかでもなく、同族内部の抗争という形態、在城の黃氏集団と在郷の黃氏集団との抗争という姿をとるという点に存在する。すなわち同族関係は、この17世紀の寧化県の社会関係の中における媒介項としての性格をもつ。先に見てきたように、少なくとも黃通の父黃流名は、その意図の如何にかかわらず、ほかならぬ同族の支配権を掌握する途を歩んでおり、しかもその歩みは、同族への復帰による祭祀の挙行という表現をとっていたのである。

ところで、1646（順治3）年6月、県城襲撃を決行した長閥は、1642（崇禎15）年以降、明王朝の滅亡する1644（崇禎17）年までの間に、父黃流名の同族による殺害の報復を目指す黃通によって結成されたと考えられる。すでに見てきたように、この組織乃至集団は、「各里」、「数十郷」といわれる一定の独立性をもった県下農村部の各地域ごとに、主としてそこで日常的に指導的、支配的地位にあった「郷の豪にして力有る者」、「土豪」等と称される存在を、そのまま、組織乃至集団の基礎単位の長——「千総」に任命し、この基礎単位の連合という形で構成されていた。長閥とその担った闘争の展開については、抗租反乱の抗租的側面の検討とあわせ、次章以下で述べていきたいが、本節のいま一つの課題、反乱集団における血縁関係の果す役割を見るためには、結成以後の長閥による闘争の展開の中にも素材を求めるなければならない〔本稿I-2、15～27

頁参照)。

結論的に言えば、1646(順治3)年6月の県城攻撃以降、長閔の指導部、すなわち、その中核を担ったのは、黃通を含む八人の兄弟と、黃姓を名乗る一人物であった(表1参照)。父の報復を直接的な契機として長閔を創設した黃通が、1647年、県城内の通の敵対者の離間策に乗った寧文竜——かっての父の盟友——に斬られると、弟たちのうち最年長と見られる黃允会がその後を継承して最高指導者となり、1655年までその地位を保持するとともに、県城内の田主に対しては非妥協的な態度をとりつづける。この年、清朝の分巡漳南道郁之章に允会が殺害されても、なお、弟の冬生、素禾、赤、沙禾は、翌1656年、清朝が正規軍を派遣して一挙に逮捕・殺害をはかるまで、留猪坑村に居住していた。この時、赤、沙禾は殺され、冬生、素禾は廣東へ逃亡し、うち素禾は、同年8月江西贛州府で清朝に投降する。「寇変志」が、この時「余賊は悉く解散せり」と伝えるのは、逆にここまで、留猪坑村にあった長閔の指導部が兄弟の団結をもとにもちこたえたことを示している。この間、1647(順治4)年6月、清軍に殺害される長閔の「謀主」黃居正と千総の黃仲の存在があり、この両者のうち、一方が通の兄弟、一方が同族の協力者であると考えられる〔本稿(一)I-2, 15-27頁〕。なお、素禾の兄の冬生は、「寇変志」では、1660(順治17)年、江西石城県の塘下で、清軍により逮捕・殺害されたと記すが、『順治石城県志』卷五、官秩によれば、この年以後も生存し、1674(康熙13)年8月、三藩の動乱期に、「閩寇」として万余人を率い、石城県城を攻撃したという。

長閔は、同族、血縁の枠を越え、広く寧化県城外農村部の各地域に組織の基礎単位をもつていることは、すでに述べた通りであり、さらに、黃氏八兄弟乃至冬生を除く七兄弟のほとんどが殺害されたのちも、1674(康熙13)年、1693(康熙32)年には、その県内における活動が記録されている〔本稿(一)I-2, 26~28頁〕。留猪坑村、あるいは中沙村の本拠に結集し長閔の指導部

表1 黃通兄弟の動向(主として「寇変志」による)

姓 名	続柄乃至相對的序列	任 務	被殺年月(殺害者)等
黃 通	黃流名の長子	長閔の創設者、最初の最高指導者	1647. 4(寧文竜)
黃 允 会	次子〔とみなされる〕	黃通被殺後の最高指導者 1646年の長閔襲城時に、「田卒」千人を率い 清流県城を襲撃〔乾隆汀州府志〕卷四 十五, 雜記, 兵役	1655. 10(清朝分巡) 漳南道
黃 吉	允会の弟	『順治石城県志』卷五、官秩によれば、1660 年以後も生存し、1674年8月、万余人を率い石 城県城を襲撃	1652. 5(四營頭賊)
黃 冬 生	素禾の兄		1660. 10(清軍)?
黃 素 禾	允会の弟		1656. 清軍に投降
黃 赤	〔第7子・8子か?〕	〔1656年まで留猪坑村に居住〕	1656. 1(清軍)
黃 沙 禾			
黃 仲	不明、或いは吉の弟か 不明、或いは兄弟外の 同族か	千総 「謀主」といわれ、長閔の方針決定の中心人 物	1647. 6(清軍) 1647. 6(清軍)
黃 居 正			

を構成していた兄弟及び同族員が、こうした広汎な組織を動かし、比較的長期にわたる活動を持続するためには、血縁固有の結束のみに頼り、血縁の利害のみに立った方針に依拠することは不可能であったろう。にもかかわらず、この場合にはとくに家族という形における在郷黃氏集団ともいるべき血縁関係が、同族の仇敵に対する報復の情熱に支えられながら、長閥の指導部の集中性と持続性を基礎づけていたという点を、過少評価することはできない。冒頭でも述べたように、小林一美は抗租の「経済闘争」的性格へのきびしい自覚とそれ故の限界性——「政治闘争」への自然成長的展開の不可能性——の認識の必要を指摘した。この指摘は、従来の抗租研究がもっていた抗租に対する無限定は、安易な評価を批判したものとして、きわめて正当である。しかし、抗租そのものを、純粋な経済闘争と規定するとすれば、それは必ずしも正しくない。というのは、その規定の仕方自体の中に、きわめて近代市民社会的な性格があるからである。もし、抗租が純粋な経済的次元の闘争であるとするならば、たとえば、その闘争組織を構成する原理自体も、きわめて近代市民社会的なものたらざるを得ない。しかし、17世紀の福建寧化県における現実は、そうではない。もちろん、論者は、筆者の血縁なり、同族を強く意識すること自体の中に、あるいはそれを分析する方法の中に、またある種の近代主義的思考を見出されるであろう。現在の段階の筆者の課題の設定と追求もまだきわめて表面的なものにとどまるといわざるをえない。

4. 商業と郷豪・土豪

本節では、17世紀の寧化県における「郷豪」「土豪」といわれる存在が、農業の分野のみでなく、非農業の、具体的には商業の分野にも関係をもっていたのではないかという点について検討する。この検討は、黃通の抗租反乱の多様な契機、長閥の不可欠な構成要素となった「郷豪」「土豪」の存在形態の一侧面を抽出することを目指すとともに、福建のみでなく、省境地区全体の抗租反乱の性格を総括するための手がかりの一つとした。

その父の代にみずから同族であった「在城の巨族」黃氏から離れ、留猪坑村に移住してきた黃流名——黃通の父——が、同族との関係の復活を企図する要因として、流名の「郷豪」「土豪」としての抬頭があることは、前節で述べた。この抬頭のきっかけは、また、1638・39（崇禎11・12）年頃の隣県石城の温氏との殺人をともなった衝突事件で表面化した、李留名・李簡兄弟、寧文竜と黃流名との「死党」といわれる緊密な連合の結成にあったと思われる。この「死党」結成の前提として、それぞれが、中宜地村、半寮、留猪坑村で、「郷豪」「土豪」としての基盤を固めつつあったことは想像にかたくないが、この「死党」結成の意図は、つちかってきた基盤のいっそうの強化にあったと考えられる。彼らが「死党」を結んで起した温氏との衝突事件の内容は、彼らが商業と関係をもち、そこから利益をえようとしたことを示している。

A. 父〔黃流名〕，与中宣地李留名・李簡・半寮寧文竜，結為死党，与石城民溫氏争衡，相仇殺十命，石城民控告三院諸司道，各行郡邑嚴緝，連歲不獲（「寔變志」）〔本稿（一）I-2, 13頁〕

B. 崇禎寅卯（同11・12年，1638・39年）間閩波未沸，遂有悍民李留名・黃流名等党為剽掠者〔原文は李流名・黃留民であるが，本稿ではこのように訂正しておく。本稿（一）13頁参照〕，〔李〕留名，始與石城溫氏爭市利，相仇殺十許人，溫氏急則分控撫按，御史檄郡邑，捕留名甚急，流名亦控御史，相衡持實，無赴理意，邑令以發難自隣，又頗納留名賄，任其逸柙，不為慮（「徐公墓誌銘」）

問題の，福建寧化県の李・寧・黃三者連合と，省境であり同時に県境でもある山岳地帯をへだてて隣り合う江西石城県の溫氏との抗争について，Aでは，「衡を争う」，すなわち支配権を争うと記され，Bでは，「市の利を争う」と述べられている。「市の利」についての支配権を争うとはどういうことか。「市の利」とは何か。「市の利」とは一般的には，市場の利益，あるいは商業取引上の利益と考えられるが，問題を直接的に解く手がかりは何もない。若干の間接的な材料を求めてみよう。

隣り合った福建寧化県と江西石城県との間に，商業上の交通路が存在することは，ごく一般的にも想定できるが，『虔台統志』には，1554（嘉靖33）年頃迄の状況について，次のように述べる。

C. 本県〔寧化県〕塹頭〔県城西北方の竜下里塹頭村〕界連石城，前後二十里許，並無人煙往來，客商多遭殘害，嘉靖二十七年〔1548年〕，同知勞樟經過其地，申奉都御史議建營房十間，令寧化石城分兵把守，後寧化裁免，至今地方安靖（『天下郡國利病書』手稿本・原編第13冊・江西所収『虔台統志』・汀州府の項）

D. 本県〔石城県〕站嶺，界連寧化，前後二十里許，並無人煙，客商往來，多被殘害，嘉靖二十八年〔1549年〕，奉軍門起造營房，分兵把守（同上『虔台統志』・贛州府の項）

すなわち，16世紀半ば頃には，両県の境界では塹頭（嶺），站嶺をそれぞれ越える二つのルートについて，客商の往来があることがはっきりと記され，無人の二十里余の間に於ける客商の安全を確保するため軍士を駐屯させる措置が講ぜられている。この二つのルートは，17世紀の後半の時点においても，その存在が地方志の関係箇所から確認できる。

E. 東至站嶺，為福建寧化県界，三十五里，自界至寧化縣，四十五里，……北至塹頭嶺，為寧化縣界，六十里，自界至寧化縣，五十里（『順治石城縣志』卷一，疆界）

F. 站嶺隘，則石城之分界也，……塹頭隘，於是山勢大斷（『康熙寧化縣志』卷一，山川志上）

なお，その他にも，両県の間には，17世紀後半の時点で，「木商，木を運びて石城の境に入るには，必ず此に由る」（『康熙寧化縣志』卷一，山川志上）と註記された，寧化縣城西南の竜上上里方面の村々を通るルートもあった。

一方，両県内の農村部の市場については，17世紀後半の時点で，両県についての記録がある。

すなわち、本章2節でもふれた「墟」と呼ばれる農村の定期市の存在である。寧化県城外では、11里の中で9里に12ヶ所の「墟」が置かれ、年に1度の割合の2つの例を除き、毎月6回（8例）、12回（2例）の割合で市が開かれている（『康熙寧化県志』卷一、疆界志）。石城県城外では、9里のうち2里に3ヶ所の「墟」が置かれ、毎月6回の割合で開かれている（『順治石城県志』卷二、集場）。

「山間の物資の流通が稀薄である」浙東の状況と異なり、「福建に於ては、商業的農産物、都市農村の手工業が、多少の発達のずれはあるにしても東南沿海地帯、西北山間地帯を通じて見られ、従って山間地方に於ても物資の流通を示す記事が〔明清時代の……森〕諸地志に数多く見られるのである」と、藤井宏はかって一般的な指摘を行なっている。¹⁴⁾ 16・7世紀の省境地区の山間部にある寧化県と石城県を結ぶ上述の二、三の商業交易路が、福建における、さらに隣接の江西方面における商品流通の媒介をし、客商や運送業者の少なからぬ往来があったことは、認められてよいであろう。また、とくに寧化県においては、多くの場所に置かれ、また両県を通じてかなりの頻度で開かれている農村の定期市「墟」が、村と村、農村と県城、農村と県外・省外を結ぶ商品流通を媒介し、「墟」をとり囲む数多くの村に居住する各層の農民をはじめ、さまざまのレベルの地元商人や客商がここに定期的に集結して、商品交換関係をとり結んだことも、想定してよいであろう（ただし、ここでは商品流通、商品交換関係の歴史的性格にはふれていない）。

農村の定期市としての「墟」が、17世紀の寧化県において、農村の内部の商品交換関係を媒介するだけではなく、少くとも都市と農村との商品交換関係において重要な役割を果たしていたことは、以下の事実から明らかにできる。すなわち、1646（順治3）年6月、黃通の率いる長閔は、県城内の勢力と敵対関係に入るや、資料a、bに見られるように、県城と城外郷村との商品流通を絶ち切り、そのことによって都市一県城と農村一郷村の対立をいっそう尖鋭なものにした。

- a. 凡邑民之貿食四方者、遇通党皆困之、四鄉之薪米旧輸縣者、通皆禁阻之、城中不勝憤且苦（『寇變志』）
(本稿(一) I-2, 16頁)
- b. 旧時豆穀薪炭之輸城者、通悉遏之、大戶田谷之在鄉者、通悉截輸之、不如額、邑民之貿食四鄉者、通故困苦之、城鄉仇讐、不可解（『徐公墓誌銘』）

寧化県の李留名、季簡、寧文竜、黃流名らが、石城県の民温氏と「市の利」を争ったのは、こうした商業交易路や農村の定期市の現況を前提としていたと考えられる。抗争が両県間のものであったことを重視するならば、抗争の対象は寧化一石城間の商業交易路の支配権、従って客商や運送業者等の管理権と見ることができよう。B資料の「邑令、難を發すること自らの隣なるを以て……慮を為さず」という箇所を、「寧化県知県は、事件が隣県内で起った……などのことから、策を講じなかった」と理解すれば、あるいは、事件は、一つの商業交易路の、県境を越えた石城県側で発生したとも考えられる。ただ、この場合も商業交易路の支配権、客商や運送業者の管理権等とは、A、B二つの資料の語句自体の意味におよさった理解であり、その具体的な内容——たとえば不時の掠奪からの防衛の代償として金品を要求するという形の有無、王朝国家の認可の有

無等——は不明である。

ここでは、むしろ、「市の利」についてのこれ以上の推論ではなく、「墟」といわれる農村の定期市と、「郷豪」「土豪」等の存在との関連について検討しておく必要があろう。先学の研究に依拠して、以下に必要な点を若干述べておきたい。

古島和雄は、近代以前の中国においても、墟、鎮、集等さまざまな名称をもつ農村の定期市開催地を中心に、農村集市市場が成立していることを重視している。すなわち、古島は、いわゆる自然村、行政村ではなく、同一の農事暦、農産物の交換と売買における同一の度量衡単位をもち、地方的社會的分業成立の単位をなすところの、「農村集市市場を中心とする地域社會の単位」¹⁶⁾こそが、外部に対して一つの閉鎖性を示す中国固有の地縁的な社會単位であるとする。本稿では「郷豪」「土豪」が、それぞれ自然集落を基礎とし一定の相対的独立性をもつ地域を存立の基盤にしていると考えてきた。この「郷豪」「土豪」の存立基盤としての地域は、本章第2節では考察の過程で、便宜上数量的な操作を行なって「図」と対応させたが、そこでも述べたように基本的には質的に設定した概念であって、基礎とする自然集落数、戸数などを具体的な量的指標で表わすことは困難である。従って30村に1つの割合で置かれた「墟」との関係ももちろん明らかではない。また20世紀の華北の農村慣行調査に対する知見に少からず依拠しつつ構成された古島の見解をそのまま機械的に17世紀の華南に適用することも妥当ではない。ただ、寧化県において「墟」と呼ばれるような農村の定期市が集市市場圏の形成、一つの地縁的社會単位の形成に果たす役割についての古島の指摘には学ぶべきところがある。それは、「墟」における「市の利」の支配権獲得が、社会的な影響力の獲得と結びつくことを示唆している点である。¹⁷⁾

解放以前の福建の農村についての観察・調査をふまえた傅衣凌の見解も、この問題を考える上で興味深い、傅衣凌は、福建の農村で常に見出される「郷斗」、「郷租」、「郷科」などのいわゆる「郷例」は、一見「全郷の公議」にもとづくかに見えつつ、実は「中国の封建地主」によって利用された「氏族制の遺制」に他ならないとし、かかる「中国型封建莊園固有の法規」が、単に度量衡の面だけではなく、「地権の移転の制限、耕作権の制限（客民に対する佃耕の禁止や戸籍登録権の否定等々）、水利の管理、及びその他の経済上の行為、たとえば定期市（←墟市）の管理、義渡、義路などといわれる商業交易路の開設、米穀など農産物の売買に対する統制」など、農民生活の全面にわたる干渉をさえする、ということを指摘している。傅衣凌のいう「中国の封建地主」の存在形態は明らかではないが、少くとも彼らが、農村の定期市の管理、商業交易路の開設にかかわっているという点は注目される。すなわち、「郷豪」、「土豪」などがもし傅のいう「封建地主」としての侧面をもつとすれば、彼らの商業、乃至商業上の利益とのかかわりは、単に偶然の一時的なものでないことが示唆されているからである。

小 結

以上、本章では、抗租反乱を担った集団としての長閥を中心に、長閥形成の直接的契機となる同族内抗争を起した黃氏の一分派——在郷黃氏集団、及びそれと密接な関連をもつ在村の勢力たる「郷豪」、「土豪」層の存在形態について、若干の検討を行なってきた。各節での検討結果を、ここで改めてまとめるとはしないが、抗租反乱という、本来的に佃戸固有の闘争を担った集団の中で、「郷豪」、「土豪」が組織者、指導者として非常に重要な地位を占めていることが、いちおう現象的に示された。なお、北村敬直は、本稿（一）の「はじめに」で言及した著書で、同じ時期の省境地区江西側の寧都県において、「反地主的な運動を展開する」「田賊」について述べ、この「田賊」が「二つのグループ、すなわち『土寇』と『佃戸』の両者を含んでいる」ことを、つとに指摘している。しかし、北村も、筆者における「郷豪」「土豪」と同様、その歴史的性格についての分析は十分に果していない。この点、本稿の次章以下の展開の中で、解決への努力を試みたいと思っている。

ところで、本章の検討経過の中で見逃されなければならないのは、商品流通、商品交換関係の県下における普及がたしかに見られる中でも、「郷豪」「土豪」の活動を支えたところの、外部に対し独立性をもった地域単位が存在すること、また、同族的乃至家族的血縁関係が、他の社会関係とからみあって、規定的でないとはいえ、媒介項的な影響力をもっていることである。この二つのことを別の角度から示唆する資料を一つ提示しておきたい。すなわち、1639（崇禎12）年に着任した寧化県知県徐日隆が、温氏との衝突事件を起こした「李簡及び諸郷の乱に首たりし者」を逮捕した方策についての、李世熊の記述である。

其の法、如く莫し、郷民をして自から盜を除かしむるに。族は其の族を治め、党は其の党を治め、族、党共に其の郷を治め、輿論を以て臘拠と為し、父子兄弟を以て捕胥とりつとせん。……徐公、此法を以て郷人を鼓用し、家自ずから戦を為し、其の出没を跡おのぞいて之を難き毬とらえしむ。（「徐公墓誌銘」）

すなわち、同族的結合関係——「族」と、地縁的結合関係——「党」の県下農村部全域にわたる存在を前提とし、この関係が徹底的に活用され、李簡と「諸郷」におけるその呼応者が一網打尽に捕えられている。創設期の長閥集団の構成単位となった「郷豪」、「土豪」を中心とする社会関係と、同質の関係が、ここでは、反乱集団弾圧の方途をも基礎づけているのである。（未完）

註

- 1) 本章は、「はじめに」とI-1, 2（第1章第1, 2節）とによって構成された本稿（一）を前提としている。
①本章でとりあつかう基本的な史実は、すべてI-2で試証した『康熙寧化県志』卷七、寇變志の記事

に載せられている。参照箇所をとくに指定しない場合も、この I-2 をふまえている。

②引用資料の略称——たとえば①の資料を「寇変志」とするなど——も、本稿(一)に従っている。

③本稿(一) I-2 の 11~12 頁にあげた本稿の寧化県関係の主要文献のリストに、

8. 李世熊『寒支初集』全10巻

を付加する。『康熙寧化県志』の著者李世熊の文集である。1673(康熙14)年と比定される、李世熊74才の時に出された。

④本稿(一) I-2, 13 頁の**印の註の中に、不注意による誤りがあった。抗租反乱開始以前の微妙な情勢をはらむ重要な時期であるので、特に申訳なく思う。李留名・李簡・黃流名・寧文竜らと石城県の溫氏との衝突から、寧化県知県徐日隆による李簡の一党の逮捕に至る一連の過程の始期を、「徐公墓誌銘」では、「崇禎寅卯の間」とする。本稿(一)の当該箇所では、これを崇禎15, 16年に当るとしたが、実は崇禎11, 12年である。この年次であれば「寇変志」とも矛盾せず、過程の展開がよく理解できる。本章では、この年次に従う。なお、「墓誌銘」が徐日隆着任の時点を崇禎13年としていることは、上記の当該箇所で述べたが、『康熙寧化県志』卷三、官師志では、着任を同12年とする。この異同は事態の把握には必ずしも影響しない。

2) 小林一美「抗租・抗糧闘争の彼方——下層生活者の想いと政治的・宗教的自立の途——」『思想』1972-2。

3) 地形等については、国立国会図書館所蔵の25万分の1の地図による。

4) 「衙蠹」一役所に巢食う悪物一とは、実際には胥吏や衙役などで、権力を背景に、民衆に対して、書類事務や諸種の命令の執行の際、さまざまな不正行為を行なうが、江西瑞金県のこの時期の抗租反乱では、この層が反乱に積極的に関与する。

5) 崇禎15(1642)年の徐日隆の離任以後、長閥結成の直接的契機となる黃流名ら黃氏の一分派の同族内抗争が始まる。

6) 『康熙寧化県志』卷三、戸口志上には「单弱下戸」なる語がある。「单下戸」とはこれをちぢめた言い方であろう。

7) 着任の時点は、「徐公墓誌」銘によっておくが、註1)④にも記したように、前年の1639(崇禎12)年とする記録もある。問題の民兵の動員による李留名・李簡兄弟の逮捕強行は、どの資料も1640(崇禎13)年のこととする。

8) 寧文竜と黃通の父黃流名との協同関係については、本稿(一) I-2, 18 頁参照。

9) 『康熙寧化県志』卷四、人物志、女貞、王氏。

10) 本章2.に引用した伊予任、雷峻、及び、四十人の田主仲間とともに中沙村入りし、黃允会に殺された頬朝会等〔本稿(一) I-2, 25 頁〕はその一例である。

11) 黃奎、黃欽選、黃欽鏞等の出身については、『康熙寧化県志』卷三、科目題名による。

12) 『康熙寧化県志』卷三、選舉志。

13) 同 上

14) 藤井宏「新安商人の研究(一)」『東洋学報』36-1, 27 頁。

15) 当地区の17世紀の運送業について、時期と場所とをはっきり限定した研究ではないが、横山英『中国近代化の社会構造』第三部・運送業の機構、第二章・陸上運送の機構、酒井忠夫「明代前中期の保甲制について」『清水博士追悼記念明代史論叢』はいくつかの示唆を与える。

16) 古島和雄「旧中国における土地所有とその性格」(山本秀夫・野間清編『中国農村革命の展開』第1章)

17) 傅衣凌「明清時代福建佃農風潮考証」(170頁、註④)『明清農村社会経済』所収

18) 北村敬直「魏氏三兄弟とその時代」『清代社会経済史研究』第4章